

奈良県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、生駒郡平群町、斑鳩町及び安堵町、磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、高市郡明日香村並びに北葛城郡上牧町、広陵町及び河合町の各一部